

サプライチェーン環境影響の削減に関する専門家会合設置要綱

令和3年10月1日

3環資計第374号

(設置目的)

第1条 地球規模で急速に進んでいる資源制約、気候変動及び生物多様性喪失の危機を踏まえ、持続可能な社会を構築するため、持続可能な消費及び生産のあるべき姿を探求するとともに、都民及び事業者の具体的な取組を促すための方向性を検討することを目的として、サプライチェーン環境影響の削減に関する専門家会合（以下「専門家会合」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 専門家会合の所管事項は、次のとおりとする。

- 一 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するための資源利用のあり方
- 二 持続可能な消費及び生産のための施策の方向性
- 三 大都市における消費及び生産に係る責任のとり方及び貢献の方策
- 四 その他関係する施策との連携方策

(構成)

第3条 専門家会合は、東京都環境局長が委嘱する学識経験を有する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は、6名以内とする。

(座長)

第4条 専門家会合に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、専門家会合を代表し、会務を総理する。

(臨時委員)

第5条 専門の事項を議論するため必要があるときは、専門家会合に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、議論する事項に関する専門性を有する者の中から、東京都環境局長が委嘱する。

(招集及び運営)

第6条 専門家会合は、東京都環境局長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員又は臨時委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第7条 専門家会合は、公開とする。

(庶務)

第8条 専門家会合の庶務は、東京都環境局資源循環推進部計画課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門家会合の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則（令和3年10月1日付3環資計第374号）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。